

地方公共団体が P F I 事業を実施する際の  
国の補助金等の適用状況について

民間資金等活用事業推進委員会第 5 回総合部会

平成 1 6 年 3 月 2 3 日

所管省庁	補助制度名	根拠法令等	補助要綱等名	補助対象施設名	BTO	BOT	B00
厚生労働省	水道施設整備費補助	水道法	簡易水道等施設整備費及び水道水源開発等施設整備費国庫補助交付要綱	簡易水道施設等		× 検討中	×
	医療施設等施設整備事業	予算補助、医療法第33条、過疎地域自立促進特別措置法第16条第5項、離島振興法第10条第5項、沖縄振興特別措置法第89条第6項	医療施設等施設整備費補助金交付要綱	医療施設等			×
	保健衛生施設等施設・設備整備費補助	地域保健法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱	保健所、市町村保健センター、精神障害者社会復帰施設、精神保健福祉センター等	× 検討中	× 検討中	×
	社会福祉施設等施設整備費補助金	老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法、生活保護法等	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱	社会福祉施設		×	×

1. 「B00」「BOT」「BTO」各欄の記載中、「 」 「×」の表記は、現在、補助対象としているかどうかを表示している。なお、「-」は、法律上等から対象としていない場合を表示している。

2. 「B00」「BOT」「BTO」各欄中 印のあるものは、補助金の適用に当たって条件が定められているものであり、具体については個別表参照。

P F I手法を活用した事業に対する各補助金の現状

厚生労働省所管

補助制度名	水道施設等整備補助金
根拠法令等	水道法
補助要綱等名	簡易水道等施設整備費及び水道水源開発等施設整備費国庫補助交付要綱
補助対象施設名	簡易水道施設等

P F I手法を活用した事業について補助対象としているものがある。

補助対象としている事業類型

B T O	
B O T × 検討中	<p>【対象としていない理由】</p> <p>現行水道施設等整備費については、補助対象事業となっていない。</p>
B O O ×	<p>【対象としていない理由】</p> <p>民間所有施設に補助する制度となっていない。</p>

P F I手法を活用した事業に対する各補助金の現状

厚生労働省所管

補助制度名	医療施設等施設整備費補助金
根拠法令等	予算補助、医療法第33条、過疎地域自立促進特別措置法第16条第5項、離島振興法第10条第5項、沖縄振興特別措置法第89条第6項
補助要綱等名	医療施設等施設整備費補助金交付要綱
補助対象施設名	医療施設等

P F I手法を活用した事業について補助対象としているものがある。

補助対象としている事業類型

B T O	
B O T	
B O O      ×	
<p>【対象としていない理由】</p> <p>補助事業者（地方公共団体等）が補助対象施設を所有しないため。</p>	

P F I手法を活用した事業に対する各補助金の現状

厚生労働省所管

補助制度名	保健衛生施設等施設整備費補助金
根拠法令等	地域保健法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
補助要綱等名	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱
補助対象施設名	保健所、市町村保健センター、感染症指定医療機関、精神障害者社会復帰施設、精神保健福祉センター、精神病院

P F I手法を活用した事業について現在は補助対象としていない。

補助対象としている事業類型

B T O      ×	<p>【対象としていない理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所、市町村保健センター、精神障害者社会復帰施設、精神保健福祉センター、精神病院                      現在、既存建物の買収経費を補助対象としているところであり、施設の建築後に所有権が公共に移転するB T O方式と同等の効果があると考えられるため補助対象としていなかったが、補助が可能か検討しているところである。</li> <li>・感染症指定医療機関                      感染症指定医療機関は自治体立だけではなく、医療法人立等のいわゆる民間病院が運営している場合も多く、民間病院への国庫補助も行っていることから、自治体立病院におけるP F I制度の導入の可能性について検討を行っていた。                      感染症指定医療機関が不採算事業であることは、今後も変わらないが、各都道府県等においてもB T O方式によるP F I制度の活用が検討されており、それらを参考に導入を検討しているところである。</li> </ul>
B O T      ×	<p>【対象としていない理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所、市町村保健センター、精神障害者社会復帰施設、精神保健福祉センター、精神病院                      現在、既存建物の買収経費を補助対象としているところであり、施設の建築後に所有権が公共に移転するB T O方式と同等の効果があると考えられるため補助対象としていなかったが、現在導入について方法を検討しているところである。</li> <li>・感染症指定医療機関                      事業運営により得られる収入はほとんど無く、運営による収益で整備費用を回収</li> </ul>

することはきわめて困難であり、民間の参画が見込めないこと、株式会社等の営利企業の病院事業運営については検討が必要であることから、BOT の導入は困難である。

BOO ×

**【対象としていない理由】**

BOO 方式は、所有権が将来においても移転しないため、補助金等適正化法第 22 条の財産の処分の制限が担保されない恐れがある。また、BOO 方式のような所有権を移転しない場合については、補助事業そのものが建物の取得のための経費に対する補助ではなく、借料や運営費的な経費への補助となることから、施設整備費による支出は不適切であると思われる。したがって、BOO 方式による国庫補助を行う場合は、運営費補助金等の科目で対応することが好ましいと考える。

P F I手法を活用した事業に対する各補助金の現状

厚生労働省所管

補助制度名	社会福祉施設等施設整備費補助金
根拠法令等	老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法、生活保護法等
補助要綱等名	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金交付要綱
補助対象施設名	社会福祉施設

P F I手法を活用した事業について補助対象としているものがある。

補助対象としている事業類型

B T O	<p>ケアハウス、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、痴呆性高齢者グループホーム、在宅複合型施設、保育所については導入している。</p> <p>その他の施設については、施設種別ごとに、必要性・有効性・妥当性を検証しながら、慎重に検討する必要がある。</p>
B O T      ×	<p>【対象としていない理由】</p> <p>株式会社に対する補助金の交付については、公の支配に属しない事業に対する公金の支出を禁じた憲法第 8 9 条の規定に照らし、疑義があるため。</p>
B O O      ×	<p>【対象としていない理由】</p> <p>株式会社に対する補助金の交付については、公の支配に属しない事業に対する公金の支出を禁じた憲法第 8 9 条の規定に照らし、疑義があるため。</p>